

社会連携・社会貢献活動に関する方針

平成31年4月1日制定

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神実現のために、広く社会と連携し、社会に貢献するため、以下のとおり社会連携・社会貢献活動に関する方針を定めます。

1. 研究成果の社会への還元

- 1) 論文・報告等を通して研究成果を広く社会に公開します。
- 2) 学術集会・講演会等の適切な開催を支援します。

2. 社会に向けての教育研究活動

- 1) 教育研究活動の情報を発信します。
- 2) 公開講座・職業体験・オープンカレッジ等を通じた教育活動を行います。
- 3) 医療情報の発信を推進します。

3. 本学支援者・卒業生等とのネットワーク構築

- 1) 大学新聞等を通じて情報を配信します。
- 2) 同窓会を支援し、卒業生等へ情報を配信するとともにネットワークを構築します。
- 3) 白菊会・保護者等とのネットワークを構築し、情報交換をします。

4. 地域社会との連携活動推進

- 1) 地域における防災・減災活動へ協力します。
- 2) 激甚災害発生時の活動に協力します。
- 3) 地域自治体・産業界・学校等との連携をはかります。
- 4) 地域開放型イベントを開催し住民との連携を深めます。

5. 社会貢献のための神奈川歯科大学基金の拡充

- 1) 神奈川歯科大学基金を充実させます。
- 2) 奨学制度を充実させます。
- 3) 研究活動を支援します。